

近年、我が国では、「第2のセーフティネット」として、求職者支援法や生活困窮者自立支援法が制定・施行され、一般労働市場の就労に困難を抱えている生活困窮者に対して、様々な支援が実施されるようになっていきます。

一方、韓国では、国民基礎生活保障法、社会的企業育成法、協同組合基本法の制定等により、公的扶助の受給者や脆弱階層の就労の場として、自活企業、社会的企業、社会的協同組合等の受け皿づくりが進められてきました。近時は、雇用支援センターに他の支援機関を併設させ、ワンストップの相談支援を広げています。

当連合会は2017年3月下旬に韓国調査を実施し、韓国の生活困窮者に対する就労支援に関わる行政機関や民間団体等を訪問し、韓国における就労支援の仕組み、就労支援の内容等を聴取しました。

今回のシンポジウムでは、当本部委員による韓国調査の報告、韓国の貧困問題に詳しい研究者からの報告及び地域課題から仕事づくりを進めてきた団体からの報告を踏まえ、韓国と比較しながら、我が国における生活困窮者の就労支援の課題を確認し、今後の政策提言につなげる場としたいと思います。ぜひご参加ください。

## ★プログラム（予定）★

### 基調報告・ パネルディスカッション

五石 敬路 氏（大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授）  
田嶋 康利 氏（日本労働者協同組合連合会専務理事）  
邊 公律 弁護士（日弁連貧困問題対策本部委員）

### 質疑応答

参加費・事前申込不要（定員100名）

2018年2月27日（火）

午後6時～午後8時

（午後5時30分開場予定）

弁護士会館17階1701会議室

#### アクセス（交通案内）

- 地下鉄丸ノ内線 霞ヶ関駅（B1-b出口）から徒歩1分
- 地下鉄日比谷線 霞ヶ関駅（B1-b出口）から徒歩1分
- 地下鉄千代田線 霞ヶ関駅（B1-b出口）から徒歩1分
- 地下鉄有楽町線 桜田門駅（5番出口）から徒歩8分
- 地下鉄日比谷線 日比谷駅（A14、A10出口）から徒歩10分
- 地下鉄千代田線 日比谷駅（A14、A10出口）から徒歩10分
- 都営三田線 日比谷駅（A14、A10出口）から徒歩10分



※当連合会では、本シンポジウムの内容を記録し、また、成果普及に利用するため、会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。撮影した写真・映像及び録音した内容は、当連合会の会員向けの書籍のほか、当連合会のホームページ、パンフレット、一般向けの書籍等にも使用させていただくことがあります。また、報道機関による取材が行われる場合、撮影された映像・画像はテレビ、新聞等の各種媒体において利用されることがあります。撮影をされたくない方は、当日、担当者にお申し出ください。主催：日本弁護士連合会 お問い合わせ：日本弁護士連合会人権部人権第一課 TEL03-3580-9501